議案第44号関係資料

環境保全事業の取扱いについて

平 成 16 年 2 月 秋田市・河辺町・雄和町 合 併 協 議 会

行政制度等の調整方針(案)総括表

(38)環境保全事業

環境専門部会

(3	(38)環境保全事業												
番号	項目(事務事業名等)	秋田市	河辺町	雄和町	区分	· <mark>経過措置</mark>	番号	項目(事務事業名等)	秋田市	<mark>河辺町</mark>	雄和町	区分	· <mark>経過措置</mark>
1	環境に関する計画				В		21						
2	環境教育・学習の推進		×	×	В		22						
3	ISO14001取得事業		×	×	В		23						
4	エコオフィス推進事業		×	×	В		24						
5	子ども環境学習サポート事業		×	×	В		25						
6	環境美化事業(クリーン作戦等)				В		26						
7	地域環境活動推進事業		×	×	В		27						
8	新エネルギーの普及・促進		×	×	В		28						
9	自然環境の保全				В		29						
10	公害に関する苦情処理				В		30						
11	公害防止協定等				В		31						
12	環境モニタリング調査				В		32						
13	公害関係法令等に基づく届出		×	×	В		33						
14	ダイオキシン類対策		×	×	В		34						
15	発生源調査		×	×	В		35						
16							36						
17							37						
18							38						
19							39						
20			→ m∓ ı – ı			7114114	40	1+ = -					

⁽注1)該当する項目(事務事業名等)を実施している市町には 印、実施していない場合は×印を表示。

⁽注2)「区分」欄には、調整方針(案)の区分を表示。(A:現行どおり、B:統一、C:廃止)

⁽注3)「経過措置」欄には、調整方針(案)で経過措置を講じることとした場合に 印を表示。

(様式2)

行政制度等の調整方針(案)

(38)環境保全事業 環境専門部会

F	(00	, , .	14-76	不土尹未																	塚児寺 」
		項	, ,						Ŧ	見				:	況				課	題	調整方針(案)
				業名等)		秋	田		市	,	可	辺		町	姑		和	町			
	1 3	環境	に関す	する計画	現する 向など (平成	ため、 を示し 13年 3	長期的な た秋田で	な目標で 市環境基 基づき、	と施策の方 基本計画 各種施策	良好な 理念実現 責務を明な 事項を よび将来	環境の保 ≦ 見のため、	全と改善 すると こ の安全、 の安全、	善に関す 町民、町 ともって、 健康	する基本 事業者の 基本的 現在的 で文化的	保全に関現のため し、現在]する施)、総合	策の基本 的かつ記	を めた、環境の なとなる理念実 計画的に推進 「民の福祉増進	る新たな である。		合併時に秋田市の制度に統一する。ただし、河辺町、雄和町のこれまでの経緯や地域の実状へ配慮し調整する。
				・学習の推進	の境に習成青保資の、子市・・環・・テージの場でである。	と活るや境も環コ民都川田ト役動能機情工境ふ環市工市割に大会報ニ記れ境推二カ	リステング である できます できる でいます できる	するすお等へ員成生 一つる態るよをの養講員 ン宝と度たび行支成座講 ウ物	とも問、材 に題環の (本語) (本語) (本語) (本語) (本語) (本語) (本語) (本語)						未実施				秋田市の		合併時に秋田市の制 度に統一する。
	3	ÍS	O 140	01取得事業	せ減て田そりのというでは、おります。	とる効市環なのよりのよりである。	: り、地球)、市民が)高い行動 [SO」で して、秋日 (SO14001 で、秋日	球環境/ が簡単に 動マニニ を構築す 田市環境 の認証	竟部が、よ を取得						未実施				秋田市の	み実施	合併時に秋田市の制 度に統一する。

	項		目			玗	₹		j	況			課	題	調整方針(案)
(業名等)	秋	田	市	河	辺	町	雄	和	町	市本	起	神聖月並(来)
4	ΙJ	オフィ		あきた行動計1 定)によりエー を進める。 「庁内エコ: (平成11年 グリーン購	の環画コ オ度入所」課上減配は、フィーフの調温 所でを慮(イース 方効 よ達図 とまり はまれる おきり はい かい	るため、 動計4年7月組 への取り組み 進計画」 ガス排 受毎年 が、度	未実施			未実施			秋田市のみ実	施	合併時に秋田市の制 度に統一する。
	子どト事業			環境の学習を持ち、わかり 持ち、わかり 社会科資料の の講師の派遣 できない専門 行う。	やすく学習 作成・配付 など、学校	できるよう、 や学習会等へ だけでは対応	未実施			未実施			秋田市のみ実	施	合併時に秋田市の制 度に統一する。
6	環境		漢 (クリー	清掃活動を喚 は清掃活動 で で で で で で で の の に に に の の の の の の の の	起するかり いまでいまでは おいまでは おいまでは おいまでは おいまでは はいまでも はいまでも はいまでも はいまでも はいまでも はいまでも はいまでも はいまでも はいまでも はいまでも はいまでも はいまでも はいまでも はいまでも はいまでも も はいまでも も はいまでも も はいまでも も はいまでも も も はいまでも も も はいまでも も も も はいまでも も も も も も も も も も も も も も も も も も も	もに、自主的 集美化を図 に清掃月間を に清掃別 に清掃別 で 連課)	境保全 実年の 第1 での で で で で で で で で の で で の で ろ で ろ で ろ	指す目的で実 】 月第2日曜日 町民の参実施 拾いを実施 】 ィア清掃:ご	施する。 を清掃の日と 呼びかけ、道 ている。 み袋提供、ご	的な清掃活動 掃活動内の 場所のの 場所のの 場所のの 場所のの 場所のの 場所のの 場所のの 場所のの 場所のの 場所のの はの はいる。 会による にいるの にいる にいるの にいる にいる にいる にいる にいる にいる にいる にいる	を喚起するる。 の運搬、図 の運搬を図 曜 内知 供 事を行ってい 供 ア ア ア ア ア ア ア ア ア	Eともに、清を 処理の支援 る。 青掃日とし て 動知、広報ゆ いる。	や支援内容がている。		合併時に秋田市の制度に統一する。ただし、実施時期等については、合併後の新市において河辺町、雄和町のこれまでの経緯や地域の実状配慮し調整する。

項	目			玛	₹		à	兄			課題	調整方針(案)
(事務事業		秋	田	市	河	辺	町	雄	和	町		· 神经月却(杂)
7 地域環境活動		市民、事業者が美化では、事業者が重視では、事業場では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次	か)やごみ減 括動を行う地 ト : 7 団 D 支援 : ごみ	量、リサイ 域の団体を は 体 袋、軍手、	未実施			未実施			秋田市のみ実施	合併時に秋田市の制 度に統一する。
8 新エネルギー 促進		二酸化炭素等の を削減本の を削減本の が が が が が が が が が が が が が が が が が が が	球温暖化防止 域特性を活か ・促進を図る 或新エネルギ ・関策策定 ・促進 ・ので ・ので ・ので ・ので ・ので ・ので ・ので ・ので	に努めるたいした新エネ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・				未実施			秋田市のみ実施	合併時に秋田市の制度に統一する。
9 自然環境の保		「き全全・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	十画の推進や自 ごにより、る ☆ はに努める。 ☆ ・地権者等の ☆ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	自然環境保 然環境の保 意見の聴取 に 画の認定	健康で文化的環境の保全に	な生活を営む	ため、生活		推和の風景と 列」を定め、 づくりな生 文化の、「環 で で の保全に関す	- 文化を守 潤いと安 遣する。 まに必要な現 竟保全条例」 「る施策を総		合併時に秋田市の制度に統一する。
10 公害に関する		発生源 (原因者	音)に対し、 こともに、そ 孚】	改善、中止の改善状況	発生源(原因等を指導する を確認する。 【主な苦情内	者)に対し、 とともに、そ 容】	改善、中止 の改善状況	発生源(原因者	者)に対し、 中止等を指導 状況を確認す	関係機関と 拿するととも 「る。		対応 合併時に秋田市の制 情処 度に統一する。苦情 処理については、新 市域へ対応した体制 を構築する。

	項		目			現	ļ		j	兄			課題	調整方針(案)
(}	事務	事業:	名等)	秋	田	市	河	辺	町	左 隹	和	町	D/A A-25	調金力率 (来)
11	公害防」	止協定	等		うため、 とし、事業 Iて取り決 :締結し、	法律や条例に 者がとるべき めた協定(公 環境保全の推	様々な施策を記 もに、事業者が しようとする ^は	構じるよう! が工場等を 場合には、 ³) に関する†	に努めるとと 新設又は増設 環境保全(公 協定を締結す	害防止対策をよる規制を発 よる規制を発 措置などにで 結し、環境(を行うため、 輔完し、事 ついて取り 呆全の推進 [。]	法律や条例に 業者がとるべき 決めた協定を締	公害防止協定を新でどのように取り	1る 合併時に秋田市の制 f市 度に統一する。)扱
12	環境モニ	ニタリ	ング調査	公害関係法決のでは、 ・・・ ・・・ ・・・ ・・・ ・・・ ・・・ ・・・ ・・・ ・・・ ・・・ ・・・ ・・・ ・・・ ・・・ ・・・ ・・・ ・・・・ ・・・・・・	行う河川 でか生活環 は り 物質調査 に に で に で に で に で に で に で に で と に で と に で に で	・海域・地下 境を維持保全 ・ ・	握するための記			雄和町にお 水質を 水質を ・ ・ ・ 湖沼 調査				平成17年度から秋田 市の制度に統一す る。

項目			玥	1			況			課題	調整方針(案)
(事務事業名等)	秋	田	市	河	辺	町	雄	和	囲丁	一	间 整刀亚(杂)
13 公害関係法令等に基づく届出	各導 ○・ ○・設○・件・件○・件・件○関・・法・成う気い 定 気 質質等音音 音 動動 動 田 定に 直 4 関汚煙 粉 工 関汚の関規 規 関規 規 県 ば 汚基 年係染発 じ 作 係濁届係制 制 係制 制 公 い 水 度 防生 ん 物 防出 法 法 法 法 害 煙 排づ 実 防生 ん 物	震行 上施 等 ば 止件 に に に に 防 発 に設 出 煙 に び づ づ ず 条 施 工 基 基 止 生 の な く く く の 設 で 特 建 に 設 に い の の の の の の の の の の の の の の の の の の	く届出 81件数 81件数 81件数 81件数 81件数 81件数 67 施 企 企 設 企 設 企 設 係 等 67 届 2 届 1 届 6 事 任 出件出件出件出件出件器 数件 46件	未実施			未実施			秋田市のみ実施	合併時に秋田市の制度に統一する。

項目			琈	1			況			課題	調整方針(案)
(事務事業名等)	秋	田	市	河	辺	町	雄	和	町	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
14 ダイオキシン類対策	監視するの ダ者広・・環・・・・・ はんのの ダ者広・・環・・・・・ との調 キ周よき焼の (水((との調 キ周よき焼の (水((と届査 シ知るの却ダ 水 水ーと届査 シ知るの却ダ 水 水ー	気、水質お原による汚染による汚染にまる。同法はいるではない。 はなまれているではないではない。 はなまではないではないできます。 はないではないできます。 はないではないできます。 はないではないできます。 はないできます。 はないではないできます。 はないできます。 はないできます。 はないできまする。 はないできまないできまないできまないできまないできまないできまないできまないできま	よび土壌のダの状況を常のが現場がでは、 の状況を常時の規制対象をよびができます。 別措置法の事 は類の測定 生源周辺)	未実施			未実施			秋田市のみ実施	合併時に秋田市の制 度に統一する。
15 発生源調査	・水質汚濁防 73特定事 ・秋田 ・秋田 ・指定工活 指定工 ・ 経 ・ 経 ・ 経 ・ 経 ・ は は は は は は は は は は は	で随いた。 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	る。 く立入等 く立入検査 施設 く立入検査 は体 基づく立入検	未実施			未実施			秋田市のみ実施	合併時に秋田市の制 度に統一する。